

「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の京都府の対応について（案）

令和元年 6 月 日
京 都 府

内閣府による「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第 1 版）」を踏まえ、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の京都府の対応については、以下により取り扱うものとする。

1. 京都府は、気象庁から南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を受けたときは、南海トラフ地震防災対策推進地域に該当する市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに関係部局に対する連絡等を行うものとする。
2. 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」が発表されたときは、京都府は、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間※、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかけることとする。また、企業等に対しても、適切な防災対応をとるよう呼びかける。

※一定期間

- ・半割れケース 2 週間（巨大地震警戒を発表）
- ・一部割れケース 1 週間（巨大地震注意を発表）
- ・ゆっくりすべりケース すべりが収まったと評価されるまで（巨大地震注意を発表）

【住民の防災対応】

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」が発表された際に住民が取るべき防災対応について、住民一人一人が防災対応を検討・実施することを基本とし、京都府は必要な情報提供を行う等、その検討を促すこととする。

- ・日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間地震発生に注意した行動をとる。
例) 避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の確認、家具の固定の確認、非常持出品の確認 など
- ・日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な防災行動をとる。
例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない など
- ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときは、さらに次の防災対応をとる。

○土砂災害に対する防災対応

個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応を検討する。

○住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応

耐震性の不足する住宅に居住する住民は、避難をあらかじめ検討する。

また器具の使用控え等によって火災の発生を防止する。

【企業等の防災対応】

企業等の防災対応については、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることが基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することが望ましい。

・日頃からの地震への備えの再確認

例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認

・個々の状況に応じた適切な防災対応

例) 荷物の平積み措置、燃料貯蔵や車両燃料の常時満タン化、サプライチェーンにおける代替体制の事前準備、製品在庫の増産や原材料・部品の積み増し、ヘルメットの携行の徹底、定期的な重要データのバックアップ、速やかに作業中断するための準備

・このため、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）発表後、一部地域の避難や被害を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討する。

・南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定める。

・各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、所要要員の確保について検討するとともに、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置する。

3. 京都府危機管理調整会議等を開催し、関係部局による今後の取組を確認する。関係部局においては、京都府危機管理調整会議等の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、必要に応じ所管する施設の点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。京都府は、京都府危機管理調整会議等の開催結果について、直ちに南海トラフ地震防災対策推進地域に該当する市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関に連絡を行うものとする。

4. その後は、「南海トラフ地震臨時情報」の内容に応じ、必要があると認める場合に、京都府危機管理調整会議等を開催するものとする。

5. 後発地震が発生しないまま時間が経過した場合は、京都府は、大規模地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行うよう呼びかける。

6. この取扱については、今後、新しい知見の蓄積等があれば、適宜見直しを図っていくものとする。

【参考】大規模地震の発生可能性が高まったと判断できるケースについて

ケース	基準	気象庁発表情報	巨大地震警戒又は注意の発表期間
半割れ	想定震源域内で大規模地震（M8.0以上）が発生し、残りの領域内で大規模地震発生の可能性が高まったと評価された場合	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表	2週間 〔警戒：1週間〕 〔注意：1週間〕
一部割れ	南海トラフ沿いで大規模地震に比べて一回り小さい地震（M7.0以上8.0未満）が発生した場合	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表	1週間
ゆっくりすべり	通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表	すべりが収まったと評価されるまでの間